安心して成年後見制度を使えるように

～制度利用に必要な費用を助成します～

成年後見制度を利用する際は、成年後見人や保佐人、補助人（以下「後見人」）となった人に支払う報酬が必要となる場合があります。

市は報酬の支払いが難しい人でも制度を利用できるように、報酬に対する助成をしています。

◎制度の利用に必要な報酬

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でなくなっても、安心して暮らすことができるよう、本人を法律的に保護する制度です。本人の判断能力に応じて、家庭裁判所が後見人を選任します。

後見人は誰でもなることができ、弁護士や司法書士などの専門職が選ばれることもあります。この場合は、後見人になった弁護士などに本人の財産から報酬を支払うことになり、その額は後見人が行った支援などに基づいて、家庭裁判所が決定します。

◎成年後見制度利用支援事業

■助成の対象者　成年後見制度を利用している本人の住所が市内にあり、かつ、本人が次のいずれかに該当する場合

▼生活保護法による保護を受けている

▼単身世帯　年間の収入見込額が120万円以下であり、かつ、現金や預貯金、その他の資産の合計額が120万円以下

▼2人以上の世帯　年間の収入見込額が170万円以下であり、かつ、現金や預貯金、その他の資産の合計額が170万円以下

※後見人と本人が親族関係にある場合は、助成の対象になりません。

■助成額　家庭裁判所が決定した額。ただし、在宅の場合は月2万8千円、施設入所または入院の場合は月1万8千円を上限とします。

成年後見制度の詳細については、市地域包括支援センターに問い合わせてください。

福祉 NETWORK

子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1101

児童虐待の防止を！

近年、子どもの虐待に関する通報は全国的に増加傾向にあります。県の児童相談所では令和元年度に1,500件近くの相談を受理しており、平成30年度から150件以上も増えている深刻な状態です。全国のみならず、県内でも虐待による死亡事例が発生しており、社会全体で子どもの「命」と「権利」そして「未来」を守っていく必要があります。

◆児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなどの行為
ネグレクト	食事を与えない、家に閉じ込める、自動車の中に放置するなどの行為
性的虐待	わいせつな画像を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為
心理的虐待	無視、暴言、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV）などの行為

最近は目の前でDVが行われることによる心理的虐待が増加傾向にあり、DVを見せられた子どもは脳が萎縮するという研究結果も出ています。

皆さんの周りで虐待が疑われる事例を見かけたら、匿名でも構いませんので、すぐに児童相談所または市役所に連絡・相談してください。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

■連絡先　▶児童相談所（県福祉総合相談センター☎019-629-9602・9605）▶市役所地域福祉課児童福祉係（☎・内線1078、1101）

◆今月は児童虐待防止月間です

今年も11月1日から「児童虐待防止月間」が始まっています。

防止月間では、児童虐待の防止に向け、社会的に児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、関係者がそれぞれの地域、学校などで広報・啓発活動をします。皆さんも児童虐待問題に対する理解を深め、一人一人の思いやりの心で、子どもたちを守りましょう。